

令和3年度 介護サービス報酬改定の概要

「地域密着型サービス」

栗原市市民生活部
介護福祉課介護保険係

令和3年度介護報酬改定の概要

- ① 感染症や災害への対応力強化
- ② 地域包括ケアシステムの推進
- ③ 自立支援・重度化防止の取組の推進
- ④ 介護人材の確保・介護現場の革新
- ⑤ 制度の安定性・持続可能性の確保
- ⑥ その他

改定率: +0.70%

※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価0.05%

(令和3年9月末で終了)

①感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的サービスの
ため、利用者数に応じて柔軟に事業所規模別・各区分の算定を可能とするとともに、臨時
的な利用者減少に対応するための評価を設定
- 通所系サービスについては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少した
場合、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するため
の基本報酬への3%の加算または事業所規模別の特例を設ける

※市への届出が必要

②地域包括ケアシステムの推進

●認知症への対応力向上

訪問系サービス: 認知症専門ケア加算新設

多機能サービス: 認知症行動・心理症状緊急対応加算を新設

●看取りへの対応の充実

特養・老健・介護付きホーム・認知症GH: 看取りにかかる加算で、「死亡日以前30日前」からの算定に加えて、それ以前の一定期間も新たに評価

●在宅サービス機能との連携強化

認知症GH・多機能系サービス: 緊急時の宿泊ニーズに対応する観点から、緊急時短期利用の受け入れ日数や人数の要件等見直し

③ 自立支援・重度化防止の取組の推進1

●リハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の取組・連携・強化

計画作成や多職種間会議での専門職関与の明確化

加算等の算定要件の計画作成や会議に専門職が必要に応じて参加することを明確化

通所介護・特養等の生活機能向上連携加算

ICTの活用等により外部のリハ専門職が、利用者の状況の把握・助言をする場合の評価

通所介護の個別機能訓練加算：加算区分や要件の見直し

通所介護等の入浴介助加算

利用者の自宅での入浴の自立を促進を図る観点から、個別計画にもとづく入浴介助を評価

施設系：栄養マネジメント強化加算への変更（低栄養リスク改善加算の廃止）

通所系：介護職員による口腔スクリーニングの実施、管理栄養士と介護職員等の連携による

栄養アセスメント、管理栄養士が必要に応じ利用者の自宅を訪問する取組などを評価

③ 自立支援・重度化防止の取組の推進2

● 介護サービスの質の評価と科学介護の取組の推進

LIFEの活用、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上

ADL維持等加算の充実

● 寝たきり防止等、重度防止の取組推進

施設系：全利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等のアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施を評価

褥瘡マネジメント加算、排泄支援加算について状況改善等を新たに評価するなどの見直し

④介護人材の確保・介護現場の革新

●介護職員処遇改善や職場環境の課全に向けた取組の推進

処遇改善加算や特定処遇改善加算 職場の環境等要件の見直し

特定処遇改善加算：平均の賃金改善額配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上にする」を「より高くする」に見直し

サービス提供体制強化加算：介護福祉士割合や勤続年数等による評価

●テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担の軽減の推進

特養等の夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）の新たな区分

見守り機器の導入割合の緩和（15%→10%）

見守り機器100%導入やインカム当ICT活用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に基準の緩和（0.9人→0.6人）

⑤ 制度の安定性・持続可能性の確保

● 評価の適正化・重点化

通所系、多機能系：同一建物減算適用時の区分支給限度額の計算方法の見直し

夜間対応型訪問介護：定額オペレーションサービス部分の評価の適正化

介護職員処遇改善加算Ⅳ・Ⅴの廃止

● 報酬体系の簡素化

療養通所介護：日単位報酬から月単位包括報酬へ

個別機能訓練加算の体系整理

⑥その他

●リスクマネジメントの推進

安全対策担当者の義務づけ(6カ月の経過措置期間、令和3年9月30日まで)

介護保険施設: 事故発生防止等のための措置を講じていない場合基本報酬を減算
(6カ月の経過措置期間、令和3年9月30日まで)

●人権擁護虐待防止

虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけ(3年間の経過措置期間、令和6年3月31日までは努力義務)

●食費の基準費用

介護保険施設: 令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。